

平成21年度 松江市原子力防災訓練

《 実 施 要 領 》

松 江 市

平成21年度原子力防災訓練

【松江市】

《目的》

災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画及び松江市地域防災計画に基づき、万一の島根原子力発電所での異常事態の発生に備え、原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、国、県、防災関係機関との連携の下に、緊急時に必要となる活動の訓練を実施し、防災業務従事者の原子力防災対策に関する習熟度を高めるとともに、周辺地域住民の訓練参加により、原子力災害に対する意識の高揚と知識の向上を図り、もって原子力防災体制を確立すること目的とする。

《実施日時》

平成21年11月13日(金) 午前7時から午後3時まで

《実施場所》

松江市役所本庁及び各支所、学校、幼稚園、保育所(園)、手結集会所、島根体育館、法吉公民館、玉湯体育館、玉湯公民館、島根県原子力防災センター(通称:オフサイトセンター)

《参加機関》

松江市、松江市教育委員会、松江市消防本部、松江市立病院、松江市交通局、法吉地区連合町内会、鹿島自治連合会、島根地区自治会連合会、松江市消防団(鹿島・島根・松江橋北各方面団)

《訓練想定》

“中国電力株式会社島根原子力発電所2号機において、定格熱出力一定運転中のところ、給水ポンプ全台停止による全給水流量喪失に伴い原子炉が自動停止する。その後、非常用炉心冷却装置(HP CS: 高圧炉心スプレイ系)の起動に失敗し原災法第10条事象を経て、全ての非常用炉心冷却装置が故障する原災法第15条事象に至る。その結果、原子炉水位が低下し炉心損傷を招き、発電所外部への放射性物質の放出が始まる。しかし、間もなく非常用炉心冷却装置が復旧し、原子炉水位が回復することで事象は終息する。”という想定のもとで訓練を行う。

※原災法第10条事象

原子炉運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材喪失の発生など、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく特定事象が発生する事象。

(参考) 今回の訓練でいう「特定事象」は、原子力災害対策特別措置法施行規則第9条第1項第1号に該当する。

※原災法第15条事象

原子炉運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材喪失が発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置の作動失敗など、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく異常な事象が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せされ、国において原子力災害対策本部が設置される事象。

(参考) 今回の訓練でいう「異常な事象」は、原子力災害対策特別措置法施行規則第21条第1項第1号に該当する。

《訓練項目及び内容》

☆市が主体となって行う訓練

1. 初動対応訓練

発電所から安全協定第10条に基づく異常時の連絡を受け、防災関係機関相互の対応状況について確認するとともに、速やかに本庁関係課及び支所へ通信連絡を行い、原子力事故対策会議を開催し、事故進展に備えた市の取るべき措置等について検討する。

○内部組織での通信連絡訓練

【初期通信及び集合】

安全協定第10条連絡受信後の初動要員への通信連絡を行う。

なお、訓練は、通常勤務時間中との想定のもとに実施する。

【段階別通信及び参集】

- ・防災安全課と本庁関係課、支所との通信連絡。
- ・原子力事故対策会議構成員、災害対策本部構成員への通信連絡及び参集。
- ・本庁及び支所の段階別災害体制間での連携。

○外部機関との通信連絡訓練

島根県、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、専用電話回線等を使用した通信連絡を行う。

○原子力事故対策会議の開催及び運営訓練

構成課において災害関連情報を共有し、発電所での事故進展に備えた今後の市の取るべき措置等について検討する。

【本庁及び支所】 原子力事故対策会議の設置・運営訓練(1回)

2. オフサイトセンター要員派遣訓練

原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の設置運営に必要な要員の派遣訓練を実施する。

【訓練対象者等】

原子力災害合同対策協議会構成員1名(副市長)

現地事故対策連絡会議構成員1名(総務部次長)

現地事後対策連絡会議1名(原子力安全対策室長)

OFC立上要員1名、自治体ブース要員1名、各機能班要員5名、計10名

3. 災害対策本部設置運営訓練

松江市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき実施する。

鹿島支所及び島根支所へ本庁災害対策本部員を派遣し、現地災害対策本部を設置する。

【本庁】 災害対策本部設置・運営訓練(4回(その他想定1回有り):テレビ会議3回)

【支所】 災害対策本部設置・運営訓練(1回:鹿島、島根支所のみ実施、他支所は通信連絡のみ)

【現地】 現地災害対策本部設置・運営訓練(3回:鹿島、島根支所のみ実施、他支所は通信連絡のみ)

(要員派遣元) 建設部→鹿島支所へ派遣、都市計画部→島根支所へ派遣

・現地活動状況を映像で確認し、各種対策を検討する。

4. 緊急時モニタリング訓練

初動対応から緊急事態解除まで、緊急時モニタリングセンターに要員を派遣し、緊急時モニタリング活動を実施する。

【訓練対象】 島根県緊急時モニタリングセンター構成員13名

(本庁環境保全部9名、鹿島支所2名、島根支所2名)

5. 緊急被ばく医療活動訓練

設置された島根県緊急時医療センターへ医療スタッフを派遣し、救護所における避難住民のスクリーニングや一般傷病者への医療措置を実施する。

本庁、鹿島・島根両支所に保管しているヨウ素剤の搬送体制を整え、避難住民とともに避難所まで搬送する。

6. 広報活動訓練

○住民への広報訓練

多重の方法により住民への迅速かつ的確な情報伝達訓練を実施する。

【広報手段】 防災行政無線、有線放送、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール、広報車

※国際文化観光都市という地域特性から、文字情報による広報では、外国語を交えて実施。

※広報車による広報では、松江市広報車両、松江市消防団の車両にて実施。

7. 住民の避難措置等訓練

○住民への屋内退避指示等伝達訓練

【訓練対象地区】 鹿島地区、島根地区

○住民の屋内退避及び避難訓練

【訓練対象地区及び対象者】

・屋内退避訓練:鹿島地区、島根地区の各戸

・避難訓練 :鹿島地区約20名、島根地区約20名、法吉地区約100名、の合計約140名

※避難訓練では、災害時要援護者の搬送訓練を併せて実施する。

【避難所】 玉湯体育館(松江市玉湯町)

○消防団による避難状況確認訓練

【訓練対象地区】 鹿島地区、島根地区、法吉地区

【参加消防団】 松江市消防団(鹿島・島根・松江橋北各方面団)

8. 学校等の避難措置等訓練

○学校等への通信連絡訓練、屋内退避訓練及び原子力防災学習

【訓練対象校等:27施設(ただし、保育所(園)は通信連絡訓練のみ)】

中学校)第二、鹿島、島根 計3校

小学校)内中原、生馬、大野、秋鹿、恵曇、佐太、鹿島東、島根 計8校

幼稚園)内中原、生馬、大野、秋鹿、恵曇、佐太、講武 計7校

保育所)しらとり、嵩見、しらゆり第2、しらゆり千鳥、末次、恵曇、御津、マリン、野波 計9所

※備考(国、県関係)

島根大学) 島根大学、島根大学付属 計2校

高等学校等) 北高、東高、ろう学校、養護学校、清心養護学校 計5校

○学校の避難訓練及び保護者への連絡訓練並びに原子力防災学習

【訓練対象校等】 鹿島中学校生徒(1年生)58名及び教員5名 計63名

【避難所】 玉湯体育館(松江市玉湯町)

※ただし、スクリーニングカー体験、防災学習等は玉湯公民館に移動して行う。

9. 災害時要援護者の避難措置等訓練

○社会福祉施設への通信連絡及び屋内退避訓練

【訓練対象施設】 特別養護老人ホームあとむ苑、デイサービスあとむ苑、グループホームあとむ苑、鹿島病院、鹿島病院通所リハビリテーション、鹿島病院通所介護事務所、鹿島デイサービスセンター「おちらと」、鹿島デイサービスセンター「こちよっくらと」

○災害時要援護者の避難訓練

住民の避難訓練に併せ福祉車両等を活用し災害時要援護者の搬送訓練を行う。

【訓練対象地区】 鹿島地区、島根地区、法吉地区

○消防団員等による避難状況確認訓練

各地区消防団員等による高齢者宅等の見回り確認活動を行う。

10. 原子力防災学習会

原子力防災に関する知識普及のため、避難住民及び鹿島中学校生徒・教員を対象に専門講師を招き原子力防災学習会を開催する。

【会場】 玉湯体育館(松江市玉湯町):避難住民、

玉湯公民館(松江市玉湯町):鹿島中学校

【住民】 鹿島地区約20名、島根地区約20名、法吉地区約100名、 計約140名

【学校】 鹿島中学校(1年生)約64名及び教員約6名 計約70名

☆国、県及び市共通の訓練

1. 初動対応訓練【県庁、市役所本庁及び各支所】

島根原子力発電所での事故に対して、防災関係機関が連携を図り、迅速かつ的確な応急対策を実施するために、関係機関相互の通信連絡及び対策会議の設置運営訓練を実施する。

2. オフサイトセンター設置運営訓練【オフサイトセンター】

原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)への要員派遣、各機能班の運営、自治体災害対策本部とオフサイトセンター間の情報伝達、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練を実施する。

3. 災害対策本部設置運営訓練【県庁、市役所及び各支所】

原子力災害対策特別措置法第10条通報受信後の災害対策本部の立ち上げから事態終息まで、災害対策本部の設置・運営訓練を実施する。

また、災害対策本部に住民相談窓口を設置し、住民からの問い合わせ対応訓練を実施する。

4. 緊急時モニタリング訓練【原子力環境センター】

初動対応から緊急事態解除まで、緊急時モニタリング活動及び緊急時モニタリングセンター運営訓練を実施する。

5. 緊急被ばく医療活動訓練【県庁、オフサイトセンター、玉湯体育館 ほか】

オフサイトセンター医療班等と連携し、緊急時医療センターの設置運営を行うとともに、避難所(玉湯体育館)に救護所を開設するためスクリーニングチーム及び救護チームを派遣し、避難住民のスクリーニングや一般傷病者への医療措置を実施する。

また、住民避難に合わせて、避難所までのヨウ素剤搬送訓練を実施する。

6. 広報活動訓練【県庁、市役所本庁及び各支所、島根県職員会館】

オフサイトセンター設置運営等を通じて関係機関の情報共有を図り、発電所の状況等について多重の広報手段を活用した広報訓練を実施する。

また、オフサイトセンタープレスルーム(島根県職員会館)を会場に、住民避難等の防護対策決定について模擬記者会見を実施し、放送要請協定に基づく放送機関への放送要請を実施する。

7. 救急搬送訓練【島根原子力発電所、松江赤十字病院】

発電所内での負傷者が放射性物質による汚染の恐れがあるとの想定で、発電所内で除染等の応急処置を施した後、松江市消防本部救急車で搬送輸送訓練を行う。

8. 自衛隊ヘリ等による救急搬送・通信訓練【島根原子力発電所、深田運動公園】

発電所内で三次被ばく医療機関への搬送が必要となる被ばく者が発生した想定のもとで、松江市消防本部救急車及び島根県防災ヘリを活用した三次被ばく医療機関(広島大学)までの救急搬送訓練及び通信訓練を実施する。

※連携体制を検証するため訓練事象とは切り離して実施。広島大学への搬送は想定とする。

9. 立入制限、交通規制等措置訓練【島根県警察本部、第八管区境海上保安部 ほか】

防護対策区域の決定を受け、交通規制、立入制限の要員配置及び防護対策区域内の警戒活動を行うとともに、海上航行規制の措置訓練を行う。

また、避難区域における住民の避難誘導(想定)、避難状況の確認活動を実施する。

10. 自衛隊災害派遣運用訓練【陸上自衛隊第13旅団、県庁】

県災害対策本部設置とともに自衛隊から連絡幹部を派遣するとともに、自衛隊車両による避難住民搬送訓練、自衛隊ヘリコプターを出動し、緊急時モニタリングセンターが行う空中モニタリングの支援、発電所内で発生した負傷者について医療機関への搬送訓練を行う。

また、避難所(玉湯体育館)に開設された救護所において、除染活動の支援(デモンストレーション)、避難者への炊出し訓練を行う。

《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する